

ごみ集積場のごみ搬出処理業務委託仕様書

1 作業内容

(1) 受託者は、県立こころの医療センターのごみ集積場よりごみを収集し、笠間市環境センターの焼却場へ運搬し、焼却処理・処分を行うこと。

(2) 収集作業に使用する車両

受託者がごみの収集運搬に使用する車両は、一般廃棄物処理業許可証に記載のある車両とする。

(3) 搬出するごみの種類

- ・可燃ごみ 生ごみ、紙くず、貝殻、プラスチック類、紙おむつ、革製品、ゴム製品、剪定枝、木材、ビニールシート等
- ・不燃ごみ せともの類、コップ、鏡、ガラス類、傘、おもちゃ、小型家電製品、飲料物以外の缶・びん、金属類等
- ・粗大ごみ 家庭電化製品（家電リサイクル法の指定するものを除く）、自転車、ストーブ、家具、ガスレンジ、カーペット、寝具、トタン等
- ・資源ごみ アルミ缶、スチール缶、ガラス瓶、ペットボトル、段ボール、雑誌、衣類、シーツ等
- ・有害ごみ 乾電池類、蛍光管、水銀体温計、水銀血圧計等

処理区分等の詳細は、笠間市環境センターのごみ搬入マニュアルに従うものとし、環境センターに搬入可能なすべての種類のごみの搬出を行うものとする。

(4) ごみの収集頻度

受託者は、原則として次の頻度でごみの収集を実施するものとする。

- ・可燃ごみ 週3回以上
- ・不燃ごみ 月2回以上
- ・粗大ごみ 月1回以上
- ・資源ごみ 月2回以上
- ・有害ごみ 月1回以上

なお、いずれの種類のごみも集積所の状況をこまめに確認し、必要に応じて随時追加収集を実施すること。

また、当院より臨時収集の要請があったときは、迅速に対応すること。

(5) 段ボールカートの配置

ごみの集積ならびに収集、搬出を容易にするため、受託者は当院ごみ集積所内に段ボールカートを3台配置すること。

(6) 年間排出見込量

- | | |
|------------------|-----------|
| ・可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみ | 88,435 kg |
| ・資源ごみ | 1,362 kg |
| ・有害ごみ | 21 kg |

(7) 収集・運搬を行う場合は、病院業務に支障のないよう行うこと。

(8) ごみの重量確認は、車両重量の計測により行う。よって、こころの医療センターのごみと他施設等のごみを一緒に収集することは認めない。

(9) ごみの収集を実施したときは係員に報告し、検査確認を受けること。

(10) ごみ収集運搬の実施状況については、笠間市環境センターが発行する計量票を添付し、翌月10日までに病院長あて報告すること。

(11) 笠間市環境センターに搬入できないごみが混入するなど当院からのごみの出し方、分別状況等に問題を発見したときは、速やかに当院の監督員に報告すること。

(12) ごみ集積所の状況に異常を発見したときは、速やかに当院の監督員に報告すること。

2 受託条件

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第1項に基づき、収集運搬を業として行うことについて許可を受けていること。

(2) 廃棄物の収集運搬を業として行うことについて、笠間市の許可を受けていること。

(3) 廃棄物の収集運搬を業として行うことについて、法その他関係法令・条例等によって当該業務を行う業者として要求されるその他の資格要件を備えていることを立証するに足りる書面を甲に提出できること。

(4) 焼却処理等の確認ができるよう、伝票等を採用すること。